農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による (許可の申請・届出)にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあら かじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については、別途協議し、第6条の決済金 については所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

(EJ)

土地所有者 住 所

氏 名

(EJ)

転用関係者 住 所

氏 名

(EII)

牟呂用水土地改良区理事長 殿

記

1. 土 地

字名	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備考
				m²	m²			

- 2. 位置図、公図、謄本・要約書等(面積の確認出来るもの)
- 3. 農業委員会(都道府県知事)に(転用許可申請書・転用届出書)を提出する日 年 月 日(予定)

確認済 (年月日)

地区理事

(EII)

誓 約 書

年 月 日付けで提出しました農地転用等の通知に対し、貴土地改良区地区除外等処理規程第3条により協議を受けました下記事項を承諾し履行することを誓約します。

記

- 1. 牟呂用水土地改良区の地区除外等処理規程による決済金は、貴土地改良区の決定額を何等異議なく承諾し期限内に納付すること。
- 2. 牟呂用水土地改良区の賦課金滞納額を納付すること。
- 3. 転用土地内に現に有する農業用施設の改廃が牟呂用水土地改良区の管理する施設の効用に影響を及ぼす場合は、その補償工事の施工及び経費の負担をすること。
- 4. 牟呂用水土地改良区が現に施行し又は施行予定の土地改良事業に対し協力すること。
- 5. 転用地の所有権又は賃借権を、第三者に譲渡する場合は、本誓約の履行を妨げないよう承継すること。
- 6. その他年呂用水土地改良区の事業運営に支障なきよう留意し、貴土地改良区の指示事項を遵守すること。
- 7.後日賦課される場合の牟呂用水土地改良区賦課金の当該年度分を納付すること。

年 月 日 転用組合員 住 所 氏 名 土地所有者 住 所 氏 名 転用関係者 住 所 氏 名 町

牟呂用水十地改良区理事長 殿